

MOVE RE

市民の手による移動サービス情報誌



モヴェーレ
.....
NO.26
2017
MAY



特集 「総合事業」を活用した移動・外出手段確保のしくみを探る … 2

●シリーズ / 出かけてみませんか

電動車いすの海外旅行の準備と費用～石川さんの北欧旅行を元に～ 7

●シリーズ / 地域貢献ドライバー

..... 8

●シリーズ / 東日本大震災被災地における移動支援の現場から⑥

10

●“新しい総合事業”に基づく移動支援が始まります

米原市(志賀県)「地域お茶の間創造事業」の実施主体に通所型サービス B+D で補助 12

●東奔西走・淳ちゃんが行く〈特定非営利活動法人ジャスミン 事務局長 堀河日出男氏〉

15

●全国移動ネット活動報告・各地の動き

16

●全国移動ネット事務局だより

19

**全国の先行事例を活かしてできること
から始めよう !!**

「総合事業」を活用した 移動・外出支援のしくみを探る

2015（平成27）年度の介護保険制度改革では、住民主体の助け合い活動が「介護予防・生活支援サービス事業」の中に位置づけられ、その一類型として「訪問型サービスD（移動支援）」（以下「訪問D」）が示されました。現在のところ実施市町村は全国でも数えるほどですが、「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、総合事業）を活用した多様な移動・外出支援、そして住民や福祉介護関係者の連携・協働による取り組みが徐々に見え始めています。

本号では、日本財団の助成を受けて行った先行事例のヒアリング調査結果をもとに、移動・外出支援の創出への道のりと制度活用の方法を探ってみたいと思います。（編集部）

■総合事業を移動・外出支援に活用するには

社会参加することや社会的役割を持つことは、生きがいや介護予防につながります。でも移動手段がなければ、社会参加は難しく、もちろん通院、買い物にも困ります。公共交通を活用できない人たちや、自立度が高くても自家用車抜きでは生活

が成り立たない地域。また地域のサロンに通いたい人や、隣町の病院やスーパーに行きたい人。使える地域資源としては、福祉有償運送団体や通院等乗降介助の事業所や、デイサービスの送迎車両などがありますが、そのニーズによって創る仕組み、使う制度は違ってきます。ニーズや地域資源に合わせて、うまく制度を使い分け、地域の資源をしっかりと育てていきたいものです。

●訪問型サービスD

訪問Dの補助（助成）には2つの類型があります。○の部分の支援を行なっていれば、補助が可能です。補助の仕方は下記に基づいて判断します。

ケース1)



ケース2)



「地域支援事業実施要綱」（23頁より）

⑤介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援（以下「訪問型サービスD」という。）

- (a) 定義：市町村の定める基準に基づき、実施指針に規定する介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援
- (b) サービス内容：
- ケース 1)：通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援
 - ケース 2)：通所型サービスや一般介護予防事業における送迎を、別主体が実施する場合の送迎
- (c) 実施方法：訪問型サービス B に準じる。(d) 人員・設備・運営基準：訪問型サービス B に準じる。
- (e) 単価：訪問型サービス B に準じる。なお、(b) ケース 1) の支援については、通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援であるので、移送に関する直接経費は対象とならず、サービスの利用調整の人工費等の間接経費のみが対象となる。また、(b) ケース 2) の支援の対象経費については、間接経費のほか、ガソリン代等送迎にかかる実費、車両購入費等に対する補助等、具体的な対象経費について費用の効率性の観点から市町村において判断するものである。

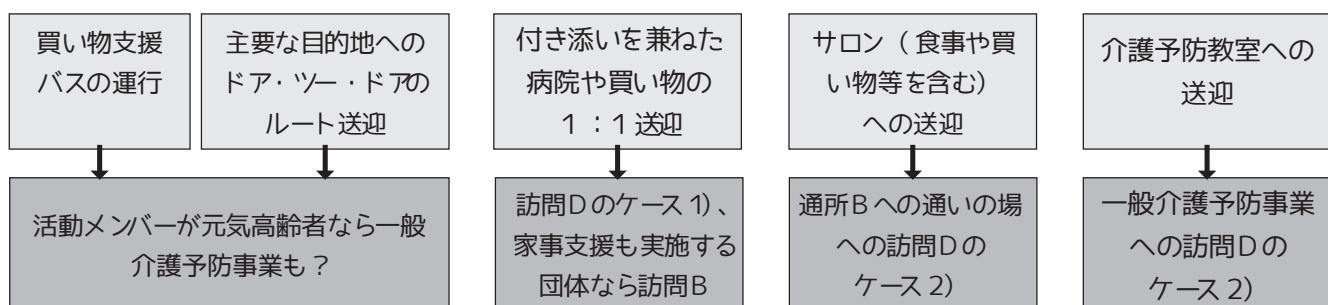
ケース 1) の内容：毎回付き添い支援を実施するものと捉えられがちですが、ケアマネジメントに基づいて付き添いや見守りを行なえば、ケース 1) とみなされます。目的地は「生活支援」の範囲内であれば、通院のほか買い物等も可能です。

ケース 2) は、通所型サービスや一般介護予防事業の実施主体が自ら送迎も行う場合は、主たる事業の一部と整理されます。

●他のサービス類型の活用

訪問 D は、他のサービス類型の送迎部分だけを切り離して実施する場合を想定して例示されたサービス類型です。関連するサービスの内容も加味して、サービス類型や実施方法（指定・委託・補助の別）を決めるという考え方方が自然でしょう。例えば、移動・外出支援のほか、家事支援等を行っている団体があるなら「訪問 B」、委託実施している通所型サービス A や C の送迎のみを行うなら、「訪問 D」を委託実施するといった組み立て方が可能です。自立度の高い人が対象者にたくさんいるのであれば、一般介護予防事業の通いの場を中心とした送迎が適しています。

色々なサービスと総合事業の活用パターン（例）



●住民主体で選択、決定することが一番大事。生まれたサービスが小さくても、色々な可能性を秘めている。

<例> ○居場所・サロン ↔ つながりが深まり外出意欲が高まる ↔ 買い物支援もできそう
○家事支援 ↔ 困りごとが見えてくる ↔ 通院や買い物支援をやろう
○介護予防教室 ↔ 通えない人を送迎しよう ↔ 頻繁に通えるようにしたい

●公共交通が住民の「わが事」になり、既存の施策の見直しにつながれば、さらによし！

まずは、できることから始めよう

■道路運送法に基づく移動・外出支援の主な類型

訪問 D 等の移動・外出支援の実施形態を、道路運送法の関係で整理すると次のようにになります。登録不要、登録、許可のそれぞれに、利用者や対象地域、対価についての条件や制約がありますが、その範囲内であれば、訪問 D 等の移動・外出支援を実施することができます。

①登録や許可を要しない活動形態（登録不要）

有償運送に当たらないという判断は、2006（平成18）年の国土交通省事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」が判断の根拠になっています。

主なものとして、次のようなケースが示されています。（★印は、訪問 D 等の実例があるケース。）

（1）利用者からの給付が「行為に対する任意の謝礼」と認められる場合

ただし運賃表を定めたり、会費やカンパ等として集めているものが運賃に相当する場合は登録が必要。

（2）利用者からの支払いが自家栽培の野菜など、即お金に両替することが困難な物等で行われる場合

地域通貨、時間・サービス預託制のボランティア活動の場合も、これに含まれる。

（3）利用者からの支払いが、ガソリン代の実費や高速料金・駐車場料金のみの場合【★】

駐車場を出発してから帰着するまでのガソリン代を算出根拠とし、実績を元に割り出した場合は、定額設定も可能。

（4）①市区町村が公費で負担するなど、利用者が対価を負担していない場合【★】

市区町村の事業として、市区町村の保有車で送迎が実施され、費用の全額が市区町村によって賄われ、かつ利用者に負担を求める場合。

②サロン等への送迎（自家輸送）【★】

通所施設や病院、ホテル等の利用が主たる目的で、利用者が送迎にかかる負担をしていない

場合。サロンの利用中や送迎途中で買い物等に行くこともできる。

③介護・家事身辺援助等サービスとの一体型【★】

家事・身辺援助と一体的に行われる運送であり、運送してもしなくても同じ対価である場合。

④利用者の所有する車両を使用する場合

運転者に対して報酬が支払われていても、運送行為（＝自動車と運転の両方を提供する行為）にはあたらないため、道路運送法の対象外。

②登録（自家用有償旅客運送）

非営利団体が行う「福祉有償運送」と「公共交通空白地有償運送」、市町村自らが行う市町村運営有償運送（市町村福祉輸送、交通空白輸送）の4種類があります。「福祉有償運送」は、利用者が限定され（身体障がい者、要介護者、要支援者、その他の障がい者）、複数乗車には運営協議会での合意が必要となります。「公共交通空白地有償運送」は、住民は誰でも登録でき複数乗車もできますが、対象地域が限定されたり、運送の区域を限定されたりするケースが少なくありません。

③許可

下記の①、または①+②の事業者があり、法人の種別を問わず取得できます。住民主体によるサービスを創出することが困難な地域でも、許可事業者から協力が得られれば、訪問 D の補助は可能です。どちらも運賃は弾力的に認可されます。

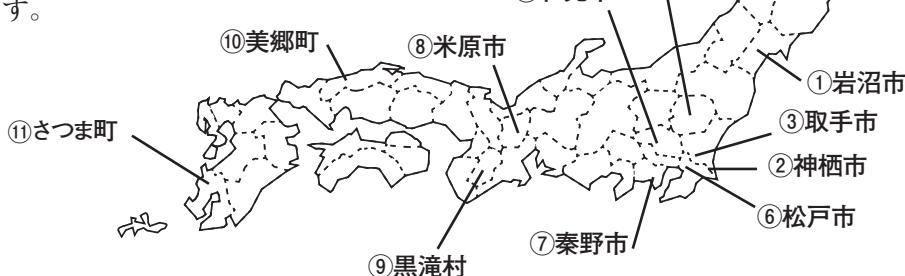
①福祉輸送事業限定許可（介護タクシー事業）：障がい者や要介護認定者・要支援認定者、病気やケガの人などを利用者の対象としたタクシー。

青ナンバー車両で運転者は二種免許所持者、流し営業や利用者の乗合はできません。

②道路運送法第78条3項に基づく有償運送許可（ぶら下がり許可）：訪問介護事業所が①の許可を受けた場合、その事業所のヘルパー（一種免許）が許可を受けると、ケアプランに基づき白ナンバーで有償運送を実施することができます。

■先行事例に見る移動・外出支援のしくみ

ヒアリング調査を通じて把握した、2017（平成29）年4月時点で訪問D等の移動・外出支援を実施中の11市町村の紹介です。



訪問Dのケース1)

③茨城県取手市→NPO法人1団体が福祉有償運送の利用者に基本チェックリスト該当者を加えることで、訪問Dとして実施。

⑧滋賀県米原市→本誌p12参照

⑨奈良県黒滝村→社協が指定事業者となり、要支援者に対する村内の買い物・通院等の送迎を実施。登録不要の活動（家事・身辺援助等の一体型）で、従事者は、全員介護資格のある職員である。

⑩島根県美郷町→公共交通空白地有償運送や福祉有償運送、生活支援全般を実施しているNPO法人が、訪問Dと訪問Bの両方を実施。訪問Dは、事業対象者の通院・買い物等の送迎。

⑪鹿児島県さつま町→「事業所実施型」の訪問Dを、4条ぶら下がり事業者が実施。許可車両で町内・通院・買い物・金融機関などへ送迎する。「住民主体型」の訪問Dは、サロンへの送迎の方向で準備中。

訪問Dのケース2)

⑤埼玉県和光市→事業者指定を受けた福祉有償運送団体等10団体が、通所Cに要支援者を送迎。以前は市町村特別給付「和光市高齢者地域送迎サービス費助成事業」として実施していたが、通所C+訪問Dに移行したもの。

⑦神奈川県秦野市→通所Bのサロン（市内1カ所、週4日）への送迎を、登録不要の活動（サロン送迎）で、訪問Dとして実施している。実施主体は社会

福祉法人とNPO法人の計2団体。

訪問B

⑥千葉県松戸市→訪問Bのオプションとして「付添支援（訪問D）」がある。訪問Bの実施主体は3団体で、そのうち「付添支援」を実施しているのは1団体。福祉有償運送も実施しているが「付添支援」は登録不要の活動（介護・家事身辺援助等サービスとの一体型）として実施している。

一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）

②茨城県神栖市→NPO法人1団体が、一般介護予防事業の通いの場（市内2カ所）の参加者を自宅から送迎（複数乗車）。利用者負担はガソリン代実費。この活動を行うためにNPO法人を設立した。

④栃木県高根沢町→一般介護予防事業の通いの場を2類型（A1,A2）とし、A1類型を実施している3団体がそれぞれ通いの場への送迎も一体的に実施している。うち1団体はガソリン代実費を徴収。

通所A

①宮城県岩沼市→シルバー人材センター（登録不要）とタクシー事業者が、スーパーの一角で行う通所サービスへの送迎を委託実施。利用者負担はゼロ。通所サービスでは買い物ができる。

*①は委託、②③④⑥⑦⑧⑩⑪は補助、⑨は事業者指定

■おわりに～地域における移動・外出支援と外出手段を確保するために～

全国各地で、免許返納後の高齢者の移動手段の確保や、買い物難民の問題が顕在化している現在、その対策の必要性多くの市町村で認識され始めています。しかし、「訪問型サービスDにかかる市町村意向調査」では、訪問Dの実施市町村は4、実施予定の市町村は24にとどまっています。また、対策を進めるにはいくつもの「壁」があることが、明らかになっています。

交通政策基本法では、「交通は国民の自立した日常生活及び社会生活の確保を実現する機能を有するものである」(第2条関係)、「自治体は自治体区域の諸条件に応じた施策を策定、実施する義務を有する。」(第9条関係)ことが明記されています。また2016(平成28)年3月に改正された社会福祉法では、社会福祉事業及び公益事業の実施に当たり、社会福祉法人による低額な料金での福祉サービスの提供を責務と規定し、社会福祉充実残高がある社会福祉法人には、社会福祉充実計画を作成して計画的に社会福祉事業や地域公益事業に取り組むことを義務付けています。

各々の自治体が現状を正しく把握し、「まちづくり・地域づくり」の視点から基本方針を策定することが、今まさに問われています。そして住民の理解のもとに協働して地域に必要なサービスを創り広げていくには、移動サービスを実施している団体も総合事業を含む、自治体のあらゆる制度を柔軟に取り入れて、移動・外出支援を創出していくことが大切です。

必要な施策やサービスも、その実施方法も地域の実情によって異なります。先行事例を活用しながら、知恵と工夫を集めて、基礎自治体における移動手段の確保・創出を推進していきたいものです。

※全国移動ネットのホームページにて、全国720市町村の訪問Dに関する実施意向や、先行事例の情報、制度選択のヒントなどをご紹介していますので、ぜひご覧ください。

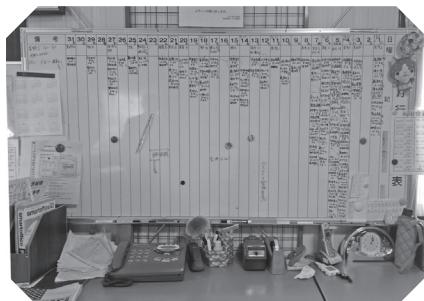
【「訪問型サービスDにかかる市町村意向調査および相談・開発支援」報告書：
[http://www.zenkoku-ido.net/action.php?action61】](http://www.zenkoku-ido.net/action.php?action61)



「NPO法人別府安心ネット」は生活サポート事業として農作業の支援も実施
(美郷町)



買い物ミニデイの様子
(岩沼市)



訪問Dの実施主体となった「NPO法人活きる」の運行表
(取手市)



「湘南老人ホーム」の送迎車両で通所Bであるサロンに到着
(秦野市)



シリーズ でかけてみませんか

電動車いすでの海外旅行の準備と費用 ～石川さんの北欧旅行を元に～

前号で車いすユーザーの石川さんの北欧旅行記をご紹介しましたが、本号は、企画段階から旅行代理店としてサポートした笠井さんに、準備や費用についてお聞きします。

(Q1) 7月に旅行されていますが、準備はいつ頃から始めましたか？

石川さんから「北欧の交通バリアフリー事情を見聞したい」との希望を聞いたのは、一年前の夏ごろでした。

(Q2) 障がい者のサポートもしてくれる現地ガイドさんがいるのですか？

いました。私（笠井）の友人の北川さんと、大学の後輩の歌野さんが、各自、ストックホルムとヘルシンキに在住しており頼みやすかったことが、この旅の実現には大きかったと思います。

(Q3) 北川さんや歌野さんは、どのようなことを担当されましたか？

北川さんにはストックホルムの障がい者団体と学校関係者との交渉、地下鉄で移動しやすい場所にあるホテルの手配、当日のガイドを、歌野さんにはヘルシンキの福祉タクシーと当日のガイドさんの手配を頼みました。

(Q4) 二宮さんは全旅程に同行されていますが、旅費は誰が負担しましたか？

彼は香川大学の学生さんで、日頃から有償ボランティアとして石川さんのサポートに当たっていました。石川さんは、二宮さんの旅費も全額負担することをご希望でしたが、二宮さんは専攻が特別支援教育だったこともあり、自分の旅費のうちの8万円を負担しました。

(Q5) ほかに、サポーターとして動いてくださった方がいれば教えてください。

成田空港駅と前泊の日航ホテル間の往復の送迎を「ハッピーハート・成田」の武部さんが半年前から予約を受け付けて下さいました。片道3,000円でした。

(Q6) バリアフリーということで、飛行機や宿泊費などは通常の旅行と変わりますか？

利用した福祉限定タクシー（Q5のとおり）の運賃以外は通常と同じ料金でした。

(Q7) 旅行費用の総額と、内訳を教えてください。

総額は、1人42万円、2人で84万円でした。1人分の内訳は、以下の通りです。

- ①航空運賃（高松—羽田間の国内運賃も含む）：15万円
- ②ホテル代（8泊8朝食付・シリアルラインも含め、全てバリアフリールーム）：8万円
- ③ガイド料（オプショナルツアーと福祉タクシー代金を含む）：8万円
- ④食事費用（昼食、夕食、ガイドさんとの食事費用も含む）：6万円
- ⑤その他交通費：2万円
- ⑥旅行社手数料等：3万円

注）前号記載の65万円は、石川さんが旅行社に支払った金額。④⑤等は含まれていません。



全国移動ネットの理事
でもある笠井則男さん

最後に、今後バリアフリーの海外旅行をお考えの方々に向けて、アドバイスをお願いいたします。

- ①個人的には大自然を満喫できて安全な、例えば北欧（中でもフィンランドとスウェーデン）やオセアニア（ニュージーランドやオーストラリアのタスマニア）などへの旅行をお勧めします。
- ②できるだけ早く、1年ほど前から旅行を計画し始めることをお勧めします。
- ③次の3つの証明書等の英訳の文書を必ず用意し、携帯しましょう。*a* 電動車椅子のショックアブソーバのガスタンパーのガスに関するIATAのA114条項非該当証明書、*b* 障害者手帳、*c* 常備薬の処方箋

うちの一押し

地域貢献ドライバー



「地域貢献ドライバー」としてバッジを授与した方が、19人になりました(2017年4月現在)。皆様の団体・組織内で、この人に！という一押しのドライバーさんはいらっしゃいませんか？

このたび、「地域貢献ドライバー」バッジに、新しくピンバッジ（アクリルコーティングされたタイプ）が加わりました。これまでの有田焼のバッジ（留め具3種類）と、アクリルコーティングのピンバッジのどちらかをお選びいただけます。全国移動ネットのホームページに応募用紙を掲載していますので、みなさん、ふるってご応募（推薦）ください。

[\[http://www.zenkokuido.net/action.php#badge\]](http://www.zenkokuido.net/action.php#badge)



有田焼
(留め具は3種類)



アクリルコーティング
(バタフライピン)

★ 藤田 貴行 (ふじた たかゆき) さん

所 属 団 体 / 推 薦 団 体	特定非営利活動法人 かめかめ福祉移送（岡山県倉敷市）／同左
活 动 歷	9年（2007年から）
福祉有償運送の立ち上げ以来、NPO 法人かめかめ福祉移送の運転従事者として13年間、活動を続けています。 その間、多くの利用者に関わって来られ、利用者の方から楽しい運転者として好感をもたれているだけでなく、責任感の強い人柄で、多くの信頼を得ています。	

★ 舟橋 正悟 (ふなはし しょうご) さん

所 属 団 体 / 推 薦 团 体	特定非営利活動法人 かめかめ福祉移送（岡山県倉敷市）／同左
活 动 歷	2年（2015年から）
NPO 法人かめかめ福祉移送で在宅就労支援を担当し、障がい者の送迎支援や在宅訪問で10年に及ぶ活動を行っています。 また、化学プラント設計技術者の経験に基づく、緻密な運行や利用者に優しい助言や相談対応で、頼りになる運転者として利用者から信頼されています。	



熊崎 明博 (くまざき あきひろ) さん

所 属 団 体 / 推 薦 团 体	特定非営利活動法人 ケアパレット (岐阜県下呂市) ／同左
活 动 歴	7年 (2010年から)
<p>消防署を退職後、地域の活動に積極的に参加されています。ケアパレットの主旨もご理解頂き、理事として活動を支えてもらっています。</p> <p>現在、行政区長として大変お忙しい立場でありながら、福祉有償運送や院内支援などにご活躍でみえます。ある利用者さんは支援に見えた熊崎さんをみて「ドキドキしたわ」と言わっていました。ハツラツとしたステキな方です。</p>	



比奥 富郎 (このおく とみろう) さん

所 属 団 体 / 推 薦 团 体	特定非営利活動法人 ケアパレット (岐阜県下呂市) ／同左
活 动 歴	5年 (2012年から)
<p>地域の中で移動に対して問題があると思ってみえて、ケアパレットの活動に参加されました。今では安全運転管理者として活躍していただいています。</p> <p>タイヤ交換、オイル交換、洗車など、車両整備に気を配ってくださり、日々安心して活動できています。フットワークが軽く若々しいです。</p>	



清水 マサ子 (しみず まさこ) さん

所 属 団 体 / 推 薦 团 体	特定非営利活動法人 山形移動サポートセンター (山形県山形市) ／ やまがた福祉移動サービスネットワーク (山形県山形市)
活 动 歴	12年 (2005年から)
<p>視覚障がい者支援団体の業務を担いながら、障がい児の通学送迎を中心に、永年に渡り移動支援活動にも貢献されてきており、児童からの大きな信頼を得ています。</p> <p>移動困難者に寄り添うお気持ちと思いやりの心に溢れた方です。</p> <p>事務所では、季節に応じて、家庭菜園で収穫した旬の野菜を、漬け物にして持ってきてくれる清水さん。社会福祉協議会の建物に協働入居している3団体のメンバーが、舌鼓を打っています。</p>	

●モヴェーレでは、毎号5、6名の方をご紹介します。

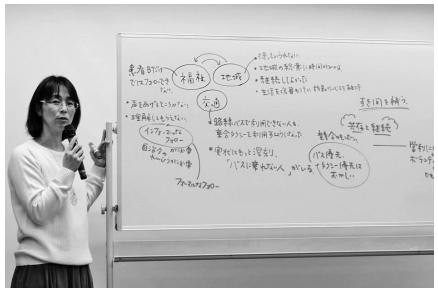
●持続可能な“暮らしの足”を考えるフォーラムが被災三県で開催

2017年2月から3月にかけて、石巻の移動支援レラなどが実行委員となり企画運営を行ったフォーラムが開催された。『公共交通と福祉、営利と非営利の垣根を越えて移動について考える～はじめの一歩～』と題して開催されたこのフォーラムは、ジャパンプラットフォームやみやぎ連携復興センターの協力を受け、岩手県(北上市)、宮城県(仙台市)、福島県(郡山市)の3会場でそれぞれに実行委員会が発足・主催した。自治会、NPO法人、社会福祉協議会、タクシー事業者、自治体から合計12の取り組みが紹介されたほか、“暮らしの足”的確保に尽力されている研究者の方々の講演があり、どの会場も一体感と熱気に包まれた。

東日本大震災から6年。レラ等による被災地の移動支援は、地域内外の福祉や交通の多くの関係者に支えられて継続してきた。今回のフォーラムは、その関係者がつながり、地域全体に広がったことによって実現したものと言える。(編集部)

● フォーラムの様子(NPO 法人 移動支援 Rera 村島代表のレポートより)

▶岩手県豊岡地区の高齢化率は68%!自治会がバス会社にお願いして買い物バスを出しています。何度も口にされていたのは、「待ってられない!」という言葉。「今、ここで困っている人がいるのだから」という現場の声でした。若菜さんが「運転免許を手放すような人はその時点ですでにバスに乗れるような身体の状態ではない」と言っていて会場全体がウンウンと頷いていました。(フォーラム in 岩手: 2/12)



▶徳永先生のお話で面白かったのが、「同じ免許を持たない交通弱者でも、もともと免許がなかった人は移動にあまりお金を使いたくない。自分で運転していて返納した人は、移動にお金をたくさん使っても良いと考える傾向に。だから“公共交通は最低限の保障”と考えず、もっと高価でも付加価値の高い交通手段を用意するなど差別化をして、交通弱者が“選べる”交通にしてはどうか」というお話でした。「大崎市さんが地域ごとに丁寧な対話を何度も重ね、地域ごとに仕組みを作っていることを知り、現地で聞いてみたいと思いました。」「150世帯の地域で30名以上もボランティアが集まる助け合いグループってすごい」、閉会後には「これで終わらせたら絶対ダメだからな!」そんな言葉も寄せられました。(フォーラム in 宮城: 2/19)



▶原発事故による影響もまだまだ大きい福島。大山さんからは「“市民の主体意識”が福島の課題であり、くらしの足確保の鍵」との指摘がありました。吉田樹先生の基調講演では、事業者・行政・NPO・住民が“垣根”を越えて取り組む「総力戦」の大切さについて伺い、パネルトークでは「理想だけでなく、具体的な“利益”を示すなど現実的な視点も必要ではないか」など、真剣な議論がなされました。自治体、NPO、スーパーの移動販売や官民連携チームなど、さまざまな立場の方々がそれぞれ福島のために「本気で」取り組んでいることが感じられ、胸が熱くなりました。(フォーラム in 福島: 3/5)

● 被熊本地震の経験に学ぶ

～コミュニティに根付いたインクルーシブな地区防災を考えるセミナー～

(報告：移動ネットおかやま 中村守勝)

この日は、稀勢の里が優勝した大相撲大阪場所。2試合が引き分けで再試合となった高校野球も観ずに、50人余りが大阪大学中之島センターに集った。うち約10人が、車いす、視覚障がい、その他の障がいのある方々という、大阪らしいセミナーとなった。登壇者でもある中村氏からレポートをお寄せいただいた。(編集部)

● 生々しい経験と今後に向けた貴重な教訓

「被災者の尊厳を守る」と題して講演に立たれた花田昌宣氏(熊本学園大学社会福祉学部教授)は、2016年4月の2度の大地震(震度7)と相次ぐ余震、自らも自宅が被災(現在も、みなし仮設暮らし)する中、障がいがある人もない人も受け入れて避難所運営を実践し、「熊本学園大学モデル」として多くの教訓を示唆された。

被災直後に教授らが理事長、学長に声をかけ大学校舎を開放。同大学には約750人が避難。そのうち障がい者は60人だった。社会福祉学部の教授、避難学生も含め学生300人で30人ずつのローテーションを組んだ。また専門職(卒業生)に連絡し、60人の支援体制を固めたという。特に印象深かったのは、以下の会話である。



花田昌宣教授

＜発災後の避難所は地域の縮図＞

閉所する最後まで避難所に残ったのは障がい者、高齢者、生活困窮者たちだった。地域の「災害弱者」の受け入れを実践したことは、メディアや関係者からインクルーシブな避難所運営として高く評価された。障がい者・高齢者の脱施設化と地域移行の流れを踏まえた災害時緊急避難のあり方を考えていくべきだろう。障がい者であれ「要配慮者」「要援護者」であれ、被災時まで施設入所者ではなく地域で暮らしていた人たちだ。避難所で排除、隔離をしないというは、当たり前の原則。また指定福祉避難所も被災しており、職員不足もあって、ほとんどの指定福祉避難所では機能がマヒしていた。

＜障がい者受入れスペースの確保へ＞

具体的には、障がい者に対する合理的配慮として、スペースの確保と支援体制を構築した。医師の巡回と日常的対応、個別ヒアリングが功を奏した。グループホームで被災し、丸ごと避難した人たちもいた。発達障がい、自閉的傾向、うつ等で病院に通っていた人たちにも、傾聴・見守り・配慮で対応した。人工呼吸器の電源確保、障がいのある人が支援の側に立つことも大切。教室をひとつ開放すれば、障がい者のスペースは可能なはず。

＜今後に生かすべき教訓・震災前のあり方が問われる!!＞

「必要とする人がいる限り避難所は閉じず」を原則に、避難者の帰宅困難状況の把握と、避難所から自宅、新たな住居など次のステップへの支援をした。また個別対応段階で、生活保護課や地域包括支援センターとの連携も持った。

日常の地域の中で、障がい者、高齢者の姿が見えなければ合理的配慮も共生社会も根付かないと花田氏は話す。益城町に移転した「被災地障害者センターくまもと」では、現在、福祉有償運送の準備中というこことだ。被災地の地域創生のなかで、また一つ移動制約者の“移動の確保”的な灯がともった気がした…。

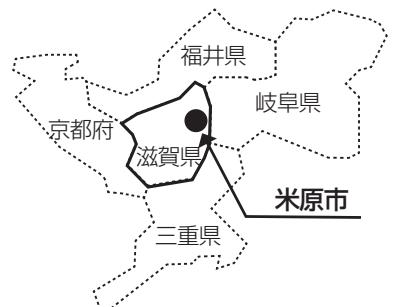


“新しい総合事業”に基づく移動支援が始まります

米原市(滋賀県)

「地域お茶の間創造事業」の実施主体に 訪問型サービス B + D で補助

昨年度から全国移動サービスネットワークが取り組んでいる「訪問型サービス D に係る市町村の意向調査及び相談・開発支援（日本財団助成事業）」の一環として全国の自治体や NPO 団体のヒアリングを行っています。ここでは新しい総合事業における先進的な取り組みを行う地域の中から滋賀県米原市の事例をご紹介します。ヒアリングにご協力いただいたのは滋賀県米原市健康福祉部くらし支援課と大野木長寿村まちづくり会社の皆様です。



【滋賀県米原市参考データ】

いずれも 2016 (平成 28) 年 10 月現在

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・人口：39,788 人 | ・高齢化率：27.62% |
| ・高齢者人口：10,989 人 | ・75 歳以上の割合：14.76% |
| ・75 歳以上人口：5,873 人 | ・要支援者数：325 人 |
| ・要介護者数：1,702 人 | |

■米原市の取り組み

2005（平成 17）年 2 月に山東町、伊吹町、米原町、近江町の 4 町が合併して米原市が誕生した。住民同士の交流が薄れ、特に高齢者のコミュニティが急速に衰退している現状に強い危機感を持つようになった現市長は、自らの給与を 3 割カットし、その財源で高齢者支援に乗り出した。それが 2013（平成 25）年度からスタートした「地域お茶の間創造事業」である。事業内容は旧町エリアの 4 圏域ごとにそれぞれ①地域訪問型サービス②地域寄り添いサービス③地域通所型サービスの 3 類型で高齢者の生活支援を行っている。また事業開始前に米原市が 75 歳以上の高齢者を対象に自分たちの地域にどんなサービスがあれば利用したいか調査したところ、移動支援というニーズが見えてきた。

現在の地域交通としては、撤退した路線バス経路に完全予約制のデマンド型乗り合いタクシー（定員 5 名：タクシー会社委託）を走らせている。合併前の米原町と近江町エリアで「まいちゃん号」、山東町と伊吹町では「カモン号」をそれぞれ運行している。あらかじめ定められた停留所や運行時刻に合わせて、予約が入った時にだけ走る、言わば事前予約制の小型バスである。運行方式は「区域運行方式」を採用しており、従来の路線バスと異なり、予約状況に応じてルートが変動するピックアップ運行というシステムである。予約のあった停留所間のみを最短距離で結んで走る。

デマンド導入後、利用者からの意見として「高齢者用の押し車を乗せられない」「バス停まで行けない」、また豪雪地帯ならではの地域特性として、積雪時の定時運行が道路事情等により厳しく、「屋根の無いところで待つのは厳しい」といった声が上がってくる。その度に、ドア・ツー・ドア型支援の必要性を感じるようになっていた。

■市の単独事業から総合事業へ、訪問型サービス D の取り組み

地域お茶の間創造事業を開始した地域では、住民活動が活発になるなど一定の成果を収める中、同事業は、2015（平成 27）年 4 月から、総合事業の一般介護予防事業にも位置付けられた。その一年後、2016（平成 28）年 3 月に市が行った団体向けの意向調査の結果、地域お茶の間創造事業から総合事業の訪問型サービス B である地域訪問型サービス事業の取り組みを希望する団体があることが分かった。そこで、ドア・ツー・ドア型の移動支援として、総合事業の訪問型サービス D も活用することを決め要綱を作成した。

米原市総合事業（第一号事業）

米原市介護予防・日常生活支援総合事業

実施要綱 別表第1より

区分 分：第一号訪問事業

事業構成：移動支援サービス

事業名：地域寄り添いサービス事業

事業内容：地域訪問型サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援を行うこと。

補助の対象になる事業

○地域寄り添いサービス事業

《概要・目的》

地域訪問型サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援。

高齢者のみの、支援が必要な世帯に対し必要な移動支援を行う。

《対象者の状態像》

住民主体による家事等の支援があれば、地域での生活が継続できる人

《事業対象者》

基本チェックリスト該当者：週 1 回（1 往復）まで

要支援1：週 1 回（1 往復）まで、要支援2：週 2 回（2 往復）まで

《補助額》

利用者1人につき、乗車前・乗車介助または降車・降車後介助 1回当たり 250 円

《利用料》

運営主体が定めるサービス単価

《基準》

- ・個人情報の保護
- ・ヘルパー資格者の配置（推奨）
- ・福祉サービス総合補償（保険）加入

■大野木長寿村まちづくり会社の取り組み

【大野木区参考データ】 2015(平成27)年9月現在

- ・大野木区人口：415人
- ・世帯数：147世帯
- ・高齢化率：32.8%

【大野木長寿村まちづくり会社（非法人）参考データ】

- ・所在地：滋賀県米原市大野木 1090 番地
大野木たまり場「よりどころ」
- ・社員：60名
- ・利用者：50～60人※大野木地区在住の65歳以上の住民
- ・移送サービス利用者：15人



団体は、大野木地区の住民が集まり2011(平成23)年9月に組織を立ち上げた。その後半年間の準備期間を経て、2012(平成24)年4月から、たまり場「よりどころ」を中心に本格的に高齢者の支援活動を開始している。移動サービスは白タク問題もあって、2012(平成24)年4月から1年間かけて社協と協力して慎重に準備してきており、活動は道路運送法上のいわゆる登録不要の活動を行っている。また、移動サービス以外では生活全般の支援サービスを何でも受け付けており、例えばイノシシの駆除も引き受けている。団体の運営は利用者から受け取る利用料で賄われており、屋内活動は30分＝300円、屋外活動は30分＝500円である。ただし、実際の利用者への請求は30分切り捨て処理されている。例えば、29分までの利用時間だと無料となる。また、移動支援の場合、ガソリン代実費のみを利用者から運転者に直接支払う仕組みとなっており、利用者から団体へはお金が入らない。

住民同士全員が顔なじみという大野木地区では、行政窓口や駅、郵便局、学校、銀行、病院や買い物ができる店舗が皆無（近いところでも3km以上離れており、且つ唯一の路線バス運行も1日に数本程度で不便）という地域柄か、移動支援が高齢者支援の最大要望項目となっている。今後は高齢ドライバーの免許返納が進み、ますます移動支援の需要が高まることが予想される。現在は平均年齢69歳の男女運転手9名体制で運行を担っているが、他の事業も含め、地区に必要なサービスの拡充をめざしている。

大野木長寿村まちづくり会社では、従来のサービスのしくみは変えず、拠点である「よりどころ」を中心に、通所型サービスB、訪問型サービスB及びDを2016(平成28)年10月から開始している。



大野木長寿村まちづくり会社が運営しているたまり場「よりどころ」こども食堂も併設している

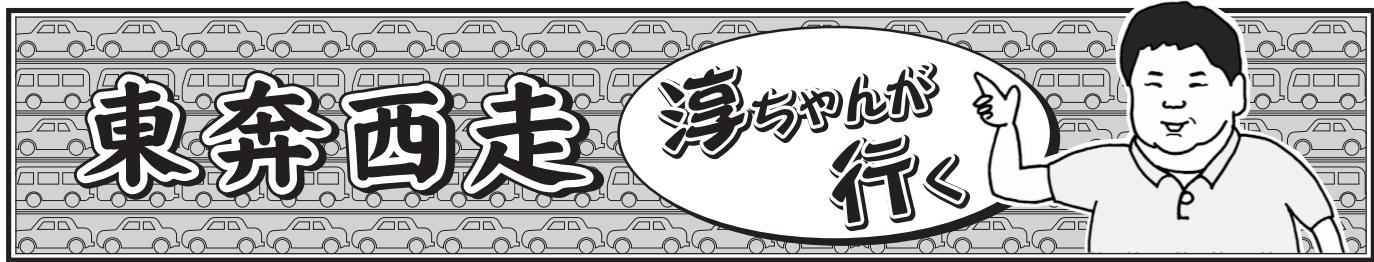


移動支援で活躍する軽トラ

●米原市内で「地域寄り添いサービス」を実施している団体一覧

- ・世継サロン／世継地区
- ・能登瀬お茶の間クラブ／能登瀬地区
- ・大野木長寿村まちづくり会社／大野木地区

*いずれも「米原市地域お茶の間創造事業」の実施団体



人生、第4コーナー疾走中

特定非営利活動法人ジャスミン 事務局長 堀河日出男氏

神戸市難病連送迎支援の会（NPO 法人ジャスミンの前身）立ち上げ当初から関わり、主に人工透析患者の通院支援に取り組む堀河日出男さんは、神戸の移動サービスの歴史を知るうえで、欠かすことのできない人物です。改正道路運送法施行から 10 年が経過した今、改めて話をお聞きしました。



— 障がい者（団体）との出会いのきっかけは？—

定時制高校卒業後の進路を考えていた時に、知人から「臨床検査技師を目指さないか」との声をかけてもらった縁で養成校に進学し、卒業後、臨床検査技師として透析施設に勤務しました。その中で、兵庫県腎友会（人工透析患者会）と出会ったことが大きかったです。ご存知のとおり、人工透析とは腎不全の患者が尿毒症を防ぐために透析器を使って血液浄化（「老廃物除去」「電解質維持」「水分量維持」）を行います。臨床検査技師は、血液の状態から除去する物質、残す物質などを医師に報告します。この作業を細かく行うか否かが、患者が安定した生活を送れる期間に大きく影響します。私は兵庫県臨床検査技師会の副会長を担当することになり、腎友会役員の皆さんと、様々なロビー活動で一緒に活動するようになりました。

— 移動サービス活動との関わりは？—

1997年ころから腎友会当事者（患者）の社会貢献活動について相談を受けたことで、神戸市難病団体連絡協議会と連携して「神戸市難病送迎

支援の会ジャスミン」（現NPO法人ジャスミン）の設立と運営に参画したことが始まりです。もともと神戸は、1995年の阪神・淡路大震災を経験して助け合い活動やボランティア活動の機運が高まっていました。1999年1月に発会式を行い、私の勤務先施設内にジャスミンの事務局を置きました。運転ボランティア養成、福祉車両の助成申請などを行うとともに、全国腎臓病協議会主催の「通院介護支援事業交流会」に参加しました。全国の情報を共有し仲間と出会うなかで大変勉強になりました。

— これから課題について—

2002年6月にNPO法人格を取得し、現在は神戸三宮と東灘（ひがしなだ）に事務所を構えて、車両4台、運転協力者13人、利用会員35人、協力会員65人で活動しています。後継者育成が課題の一つです。人工透析や難病医療の進歩をはじめ、福祉サービスも不十分とはいえないことがあります。現在は、恵まれていると考えることができます。しかしそれは、多額の自己負担金のため「金の切れ目が、命の切れ目」と言われていた時代に、患者・家族・関係者の運動によって

実現されたことです。現在の社会情勢は、どちらかといえば社会保障を縮小していくという流れになります。良し悪しは別にして、自分たちでできることに取り組むというスタンスが必要だと考えています。

— ご自身の活動について—

自分自身が後期高齢者（笑）と呼ばれる年齢になって、ジャスミンの活動とは別に、居住している地域の活動にも顔を出すようになりました。今一番興味のあることは、交通政策基本法と日常生活支援総合事業のことです。移動の仕組みについて、地域で創造するにはどうしたらよいかを改めて地元へのご恩返しと思って取り組んでいくつもりです。



訪問した三宮駅近くの事務所は、事前に聞いていた人口数センチの段差

が解消していました。細やかな心遣いに、温かいお人柄を感じました。

→ 平成 28 年度移動送迎サービス中国地区ネットワーク交流会

2017 年 4 月 8 日に米子市で中国地区ネットワーク交流会が開催され、中国地方 5 県から合計 16 人が参加しました。元々は昨年 11 月に開催予定でしたが、10 月 21 日に倉吉市を中心とする鳥取県中部地震が発生したため、光岡理事が理事長を務める社会福祉法人アシード（鳥取市）では、がれきの撤去作業などに追われ、5 ヶ月遅れの開催となりました。

まず勉強会では、横山副理事長が「住民主体の登録不要の活動について」講演し、高齢ドライバーの免許返納でさらに地域ニーズは高くなっていくこと、「公共交通」から「生活交通」への意識変革が必要なこと、訪問 D の推進には新たな担い手の創出が不可欠だが「法（道路運送法等）の壁」があり、登録不要の活動に関する事務連絡の緩和を提言・要請していることなどを説明しました。

各県からの情報・意見交換では、参加者の所属団体の悩みから県内の情勢まで幅広い話題が出されました。「中心になってくれていた人の転居と利用者増加で、もう辞めたいと思うくらいに回らなくなっている。」「登録不要の活動をしようと思ったが、1 km15 円でも運輸支局では違反だと言われた。」「4 条ぶらさがりで有償運送をしたほうが、運営協議会を通さないので、やりやすいことが多い。」「山口県防府市では、社会福祉法人が福祉有償運送を行うのに、タクシー会社を全て回って了解を得た上で、運営協議会で承認された。周南市では、5 年前にはバス会社が反対して、今はタクシー会社が反対し、福祉有償運送の申請をしようとしていた団体が諦めた。」（右記を参照）「鳥取県は、日本財團と連携して、2016～2018 年度の 3 年間で 200 台のユニバーサルデザインタクシーを導入して、県内すべてのタクシードライバーに研修を行い、利用しやすい環境の整備も行う。米子市に

も 40～50 台の UD タクシーが配置される。」等々、年に一度の英気を養う交流行事が終了しました。次回は、11 月に広島県で開催予定です。

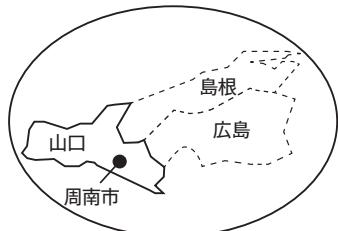


あなたの県でも交流会を開催しませんか？

四国では、2017 年 1 月に「四国地区移動サービスネットワーク学習会及び交流会」（高知市）が開催されました。自団体の方向性を考えるヒントが見つかったり、元気をもらったりするのが交流会のいいところです。全国移動ネットは、県域または近隣県との合同交流会開催を、理事を通じて応援しています（広報や講師派遣など）。参加者は会員に限定しません。みなさまの地方でも、20 人くらいのこじんまりした交流会から始めてみませんか。

→ 福祉有償運送の必要性が認められず申請断念（山口県周南市）

橋本強理事（サクラ介護事業所）は、認定講習等を通じて、山口県内の団体から相談を受けています。その一つに、周南市の社会福祉法人仁泉会（そのうち「やすらぎ宛訪問介護事業所」）がありました。2016 年 9 月に福祉有償運送立ち上



げの相談を受け、調整を重ね、1月に新規登録の運営協議会が開催されました。しかし、申請は認められませんでした。

周南市では過去に、公共交通空白地有償運送（当時は過疎地有償運送）を1団体、福祉有償運送を2団体が申請していますが、公共交通空白地有償運送はバス事業者の反対によって、福祉有償運送はタクシー事業者によって、申請が認められませんでした。今回も、事務局を担当している周南市交通政策課からは、これまでの経過も踏まえ申請は難しいだろうという見通しを示されるなど、多難な状況でした。

【周南市交通運営協議会会議録（2017年1月10日開催）】

<http://www.city.shunan.lg.jp/data/open/cnt/3/15195/1/kaigiroku.pdf>

議事録を読むと、仁泉会は、「やすらぎ苑」まで入所者の家族が面会に来るための無償の送迎から始まること、地域住民がタクシーをなかなか使はず周囲の人に送迎を依頼している状況等にも対応しようと、申請に踏み切ったことがわかります。それに対して、タクシー協会の委員からは「旅客の名簿に掲載されている人は、現在、周囲の人に送迎を依頼しており、タクシーを利用できるのではないか」「市内には緑ナンバーの福祉車両が25台あり、要介護者にも対応できる」「当社も収支はマイナスだが市からも撤退しないでほしいと言われて継続している」といった意見が出されています。

橋本理事は、この運営協議会を傍聴しましたが、7人（会長除く）の委員のうち、4人からは終始発言がなかったそうです。約1時間の協議の末、会長が「交通事業者との協議が調わないままの採決は難しいと考えるため、委員からのご提案にもあったように、福祉を目的としたタクシー事業の

制度を利用して、やり方を再検討していただけないかということを本協議会の結論としたい。」と述べて終わっています。

その後、社会福祉法人仁泉会は、申請を取りやめました。

周南市の「交通運営協議会」は「生活交通の維持確保及び活性化に関する事項に関する協議及び道路運送法の規定に基づき、自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項についての協議を行う」機関とされています。

【周南市交通運営協議会要綱】

<http://www.city.shunan.lg.jp/data/open/cnt/3/15195/1/youkou.pdf>

【周南市交通運営協議会委員名簿】

<http://www.city.shunan.lg.jp/data/open/cnt/3/15195/1/meibo.pdf>

運営協議会と異なるためか「現に公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等」が構成員になっていません。有償運送の必要性について、市は説明を行わず、申請者だけが地域住民の実情を説明しています。現状のままでは、移動のニーズに着目した協議が行われることは難しく、協議会のあり方を市が見直す必要があります。

➡ 活動の立ち上げや運営の支援、 関係機関からの相談を通じて見えてくる 各地の動き

～第2回通常理事会・出席理事の報告より～

2017年2月25日に2016年度第2回通常理事会が開催され、19人の理事が出席しました。出席理事からは、地元地域の総合事業への移行状況や、福祉有償運送団体の様子、登録不要の活動の取り扱いについての問題点、運転者講習の展開状況な

どが報告されました。その一部をご紹介します。

柿久保：関西STSへの相談は全体的に増えていて、自治体からの相談も増えている。無償運送を紹介しがちだが、有償運送も、例えば半径2kmの範囲でも公共交通空白地有償運送の対象地域にするとか、そうなれば、少し取り組みやすくなると思う。

齋藤：山形市は山に囲まれた盆地にある。介護施設の多くが市周辺の山裾に点在しており交通が不便な地域（その多くが住宅地か農業地域）にある。そのうち5つの町内会が近くの高齢者施設から車と人の提供を受け、月・週単位で免許証返納者や介護認定を受ける前の元気な高齢者を対象に「買い物ツアー」を試みている。

横山：岡山県内の生活支援サービスの会議では移動の問題が挙がってくるが、有償運送には関心を持たれない。一方で、登録不要の活動については、運輸支局の判断が厳しく、有償運送よりもハードルが高いのではないかと思う。

長谷川：杉並区内の福祉有償運送団体は4団体から1団体増えた。区が杉並地域大学で運転者を養成してくれて、運営費の助成金もある。昨年の運営協議会でタクシー事業者からタクシー運賃改定に合わせて、有償運送も1km設定を求められたので、変更した。結果として6%ぐらい値上げした形になった。

秋山：同じく杉並区で「外出支援相談センター」の運営に携わっている。地域包括支援センターからはサロン等への足について相談があるが、タクシーの初乗りが1km410円になったため、乗り合せで折半すればと提案している。今後は、トヨ



タのUDタクシーの台数確保にも期待している。

遠山：名古屋市の福祉有償運送の運営協議会では、運送の対価がタクシーの3/4くらいが平均になっている。県内には福祉有償運送の運営協議会の運営で困っている市町もあり、アドバイスをしている。

中谷：各務原市の福祉車両と同数までしか認められないという運営協議会のローカルルール撤廃を試みている。美濃東濃地区で公共交通空白地有償運送が4つ立ち上がった。講習依頼を受けてつながりができたこともあり、岐阜県内の移動サービスの地域ネットワークを作っていくたい。

杉本：多摩市の総合事業は、A類型は実施せず、最初からB類型のみ。2016年度は生活支援サービスの担い手育成研修を行い、「ゆづり葉」は研修実施を受託し、受講もした結果、家事支援を始めた。運転が難しくなったメンバーも活躍の場ができるいい。

恩田：群馬県では協議体に出席すると、地域の中に居場所を作ろうという機運が県内いたるところで出てきていると感じる。サロンに来られない人は、登録不要の送迎で支援できることを知らせていく必要がある。

全国移動ネット事務局だより

◆いただいた寄付金の1/3を地域に還元します

～「出会いを作り」「人をつなぐ」ために～

全国移動ネットは、2018年の認定NPO法人申請に向けて、組織基盤の強化や見直しをしています。といっても、NPO法人を大きくするわけではありません。地域で移動・外出に困っている方々は増える一方ですが、支える人は常に不足しています。都道府県や地方ごとの交流行事や研修会等の開催を応援することで、情報交換やネットワークづくりや人材育成を促進し、移動サービスの輪が広がることをめざします。具体的には、2017年度から、前年度の寄付金収入を下記のように取り扱います。2016年度の寄付金収入の合計額は472,000円余りですので、2017年度の地域への配分額は16万円弱になります。

今年度も、多くの皆さまからのご寄付をお待ちするとともに、お近くの地域で交流行事や研修会が開催される際は、ぜひご参加ください。

<寄付金収入の取り扱い方法>

- ①寄付金は、「全国移動サービスネットワーク」と地域の活動に貢献できるようにします。
- ②寄付金は、都道府県ごとに年間で集約し、その金額の1/3を次年度の「地域ネットワーク支援費」として地域活動用に充当します。
- ③地域活動は、主に都道府県単位または複数県合同の交流行事や研修会等を基本とし、詳細は当該都道府県の理事が決定します。理事が複数人の場合は当該理事同士で協議し決定します。
- ④寄付者の所在地域（都道府県）に理事が不在の場合は、「全国移動サービスネットワーク」が活用します。

編集後記

◆神戸三宮の取材（3月初旬）の時は、肌寒く厚着していたのに、たった一ヶ月強で初夏を連想する気温になり、服装の調節がむつかしいです。「大きいサイズ」専門の僕にはレパートリーが少なすぎます。（伊良原）

◆季節の変わり目（三寒四温）の時節です。温度差といえば、国交省・厚労省・運輸支局・各自治体等々のひどい温度差が続きます。でも福祉輸送の仲間は、共に怒り、笑い、泣き（？）たいものです（田村）

◆いわゆる無償運送の事務連絡の内容はシンプルなものだが、全国各地の関係機関の対応は複雑だ。そんな中「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」資料にはしっかり無償運送の文言が・・・すっかり当てにされている？法制度化は待ったなしの状況だ。（遠藤）

◆助成事業の調査研究事業を通じて、調査研究委員や先行事例の関係者のみなさまからたくさんの知識・知恵・情報・思いをいただきました。素敵な出会いに感謝です（伊藤）

（表紙の写真）

左／ヒアリング先の黒滝村にて：バスは平日のみ上下各2本運行（奈良県）

右／ヒアリング先の「NPO法人 別府安心ネット」（島根県美郷町）の樋ヶ（ひのけ）理事長

下／ヒアリング先の高根沢町にて：グループたすけあいエプロンのサロン「花の丘」（栃木県）

市民の手による移動サービス情報誌

「モヴェーレ-MOVERE-」第26号

2017年5月12日発行

定価●500円（送料別）

発行人●中根 裕

編集・発行●

特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク

〒156-0055 東京都世田谷区船橋1-1-2 山崎ビル204号

Tel: 03-3706-0626 Fax: 03-3706-0661

<http://zenkoku-ido.net>

E-mail ● info@zenkoku-ido.net

制作●株式会社 アダプティブデザイン

■「モヴェーレ-MOVERE-」ネーミングの由来

移動サービスは「運送(transport)」するのではなく、外出のための「移動(movement)」を支援する活動です。「モヴェーレ(movere)」はラテン語で「動く」の意。このネーミングには、移動困難者を含めたすべての人々に移動権が保障されることを目指す全国移動ネットの強い想いが込められています。

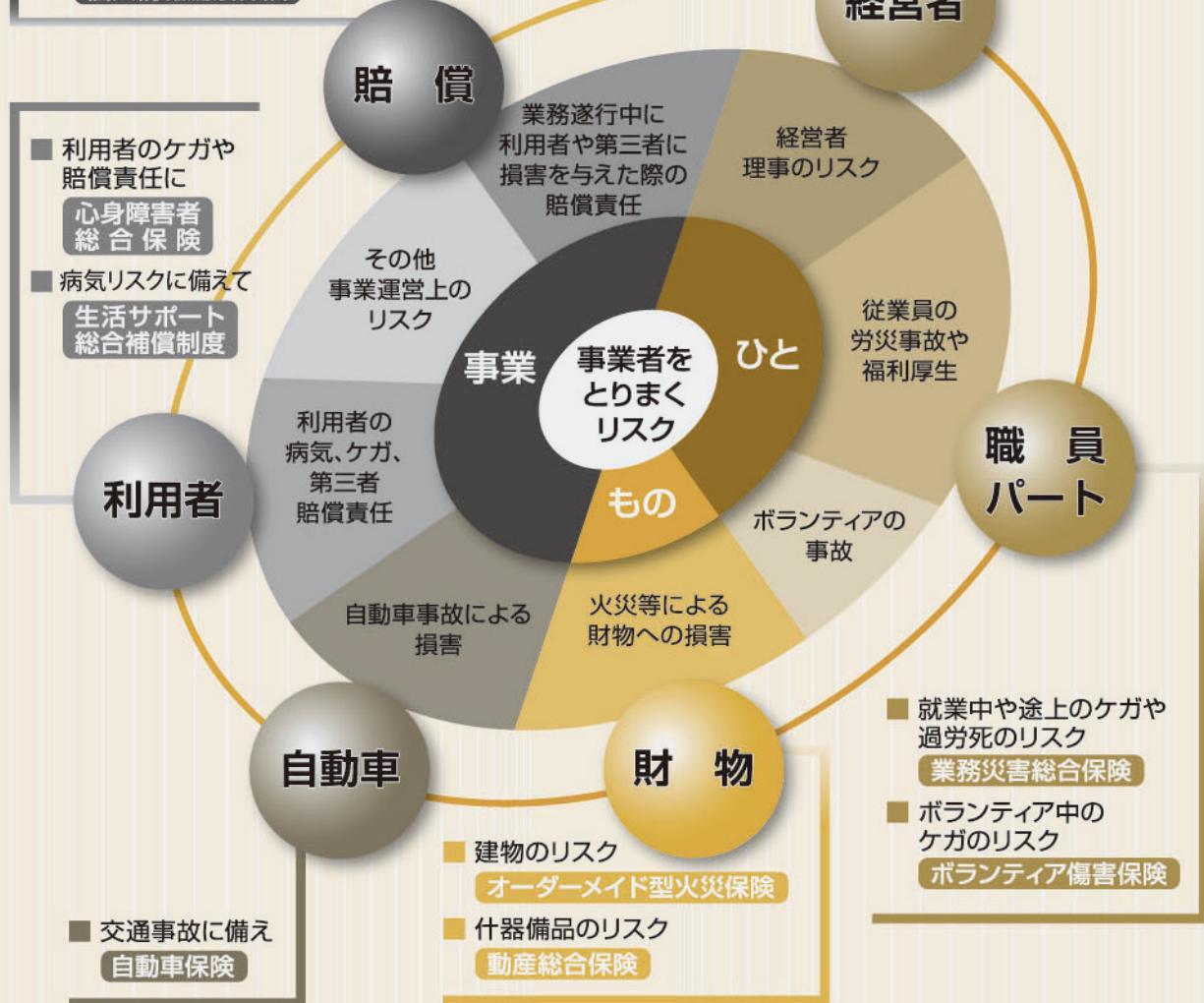
障害福祉サービス事業者

リスク&保険

- 業務中に利用者や第三者に損害を与えた時の賠償リスク
事業者賠償責任保険
- 利用者の個人情報漏洩リスク
個人情報漏洩保険

- 解雇やハラスメントなど人事上のリスク
雇用慣行賠償責任保険

- 役員の業務災害、病気
経営者保険



お問い合わせはこちらまで

関東・新潟地区 株式会社ジェイアイシー
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11新宿三井ビル2号館2F
Tel:03-5321-3373 Fax:03-5321-4774

北海道地区 株式会社ジェイアイシー北海道支店
〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目8-2 S Rビル4F
Tel:011-221-7009 Fax:011-221-1704

東北地区 株式会社ジェイアイシー南東北支店
〒980-8485 仙台市青葉区中央1-2-3仙台マークワン18F
Tel:022-265-0010 Fax:022-264-0081

九州地区 株式会社ジェイアイシー九州
〒810-0001 福岡市中央区天神4-6-7天神クリスタルビル14F
Tel:092-791-7561 Fax:092-791-7562

近畿・岡山地区 ジェイアイシーウエスト株式会社
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11ウタカビル401
Tel:06-6941-5187 Fax:06-6944-1728

東海・北陸地区 ジェイアイシーセントラル株式会社
〒460-0008 名古屋市中区栄5-28-19アルティメイトタワー栄Vビル9F
Tel:052-262-2211 Fax:052-262-7171

中国地区 ジェイアイシーウエスト広島株式会社
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1-20第三ウエノヤビル8F
Tel:082-511-7025 Fax:082-511-7026

四国地区 ジェイアイシーウエスト四国株式会社
〒790-0001 松山市一番町14-7フジコビル4F
Tel:089-987-7015 Fax:089-987-7016

上記以外に青森・盛岡・新潟・松本・金沢・岐阜・熊本・沖縄に拠点があります。